

令和2年7月2日

亀井委員

私からは、農産物のブランド化を中心に、何点か伺います。

まず、資料によると、かながわブランドは全体で登録品は115、農産物は野菜を含め、米、豆類とか果実、合計39品目で、69登録品があります。

まず初めに、この69ある農産物の登録品の中で、県育成品種が使われているものはどのようなものがあって、幾つぐらいあるのか、伺います。

農政課長

県育成品種が使われているかながわブランドの登録品ですが、赤い玉ねぎの湘南レッドを使っている、かわさき湘南レッドや大磯湘南レッド、ナスのサラダ紫では、よこすか水なすが使われています。また、かんきつの湘南ゴールドなどがありますので、五つのものについて県育成品種が使われています。

亀井委員

次に、在来品種に関してかながわブランドではどういうものが使われていて、どのぐらいあるのですか。

農政課長

いわゆる在来品種というものを使っている、かながわブランド登録品ですが、さといもの開成弥一芋、のらぼう菜の、菅ののらぼう菜、津久井在来大豆を使った登録品は五つありますので、いわゆる在来品種を使っているかながわブランド登録品は七つあります。

亀井委員

県育成品種に関しても、在来品種に関してもですが、一番大事だと思うのは、品種だと思っています。この多様な農産物の生産の品種ですけれども、新品種の開発者の権利を保護するためには、やはり種苗法という法律があって、それで守られているようですが、現在、その種苗法、法律の話で大変恐縮ですけれども、内容について伺います。

農業振興課長

種苗法ですが、稲や野菜、果樹など栽培される全ての植物を対象に、新品種の開発者の権利を保護するための法律です。

新品種については、国に品種登録を出願することで、栽培試験などによって登録要件を満たしているか否かの審査が行われ、問題がない場合には品種登録されます。品種登録されると、知的財産権の一つである育成者権が発生し、開発者は品種登録の種苗や収穫物等を利用する権利を得ることができます。しかしながら、現行法では、購入などにより合法的に取得した種苗には開発者の権利が及ばないため、海外に持ち出すことが可能であり、日本で開発されたブドウやイチゴなどの優良品種が海外に流出し、第三国に輸出や産地化された事例が発生しています。

こうした事態を重く受け止め、さきの国会で改正案が提案されました。

亀井委員

これは、SNSでも非常に問題になっていて、種苗法の改正に反対だという

意見も聞いています。先ほど育成者権の話もありましたが、農作物を生産、開発する方々の権利を守らなければいけないということだと思いますが、今回、種苗法改正は、さきの国会では先送りされたということですが、改正することによって、どのようなことが考えられるのか、伺います。

農業振興課長

種苗法の改正のポイントについての質問だと思います。

改正のポイントは二つあります。一つ目は、新品種の開発者が品種を登録する際に、輸出国や栽培地域を指定し、その他の国や地域への流出を制限することができるようになります。二つ目は、生産者が種や苗木を取り、翌年の栽培に用いる自家増殖をする場合に、開発者の許諾が必要となることです。

許諾制とすることで、開発者は生産者による自家増殖を把握できるようになりますので、目の行き届かない増殖がなくなり、違法増殖による海外流出への対応が可能となります。

亀井委員

自家増殖をするときにも許諾が必要だという話ですが、家庭菜園とかは除外されており、別に許諾なんか必要ないわけです。ただ、農作物として作って、それを自家増殖するときには許諾が必要になるとのことで、実際に農家が自分の畑で作って、それを合法的に売るということと、家庭菜園で食物を作って、それを消費するということは、あまり変わらないと思うのですが、そこにも規制をかけるということは農家にとって痛手ではないかという意見があると思うのですけれども、それはどう考えていますか。

農業振興課長

これまで栽培してきた品種を一律自家増殖ができなくなるのではないかとこの質問だと思います。登録品種以外の品種の自家増殖が一律禁止となるようなことはありません。現在利用されているほとんどの品種は、在来品種や品種登録されたことがないなどの一般品種ですので、法が改正されたとしても自由に自家増殖することは可能です。

亀井委員

今の話は在来品種の話で、私が聞いているのは育成品種の話です。これから新しい品種として育てていくものとして、これが家庭菜園の場合だと多分除外されると思うのです。新しい品種の場合は登録しなければいけないのだけでも、農家が単純に自分の畑で育てて、それを消費するとか売却するというだけのことだったら、新しく育てた種とか苗を別のところに売るという話でなければ、よいのではないかなと思うのですけれども、その辺いかがですか。

農業振興課長

許諾により購入した種苗については、自家増殖は開発者に許諾を申請することで可能になります。

亀井委員

分かりました。少し質問を変えます。

許諾が必要だということですが、今一般の方が心配されているのは、何でも許諾が必要になれば、許諾料がばかにならないのではないかと、たくさんお金がかかるのではないかとということで、非常に萎縮効果が起きるのではないかと

ということが言われているのですけれども、それはいかがですか。

農業振興課長

許諾料については、個々の開発者が決めるものですので、登録品種により異なりますが、例えば、稲では10アールの栽培につき数円程度、またブドウでは1本当たり数十円程度と考えられます。このように、自家増殖の許諾料に生産者が支払う金額は少額になると思われまので、影響は小さいと考えています。

亀井委員

許諾料が少額になると思われるということで、少しまだ分からないのだけれども、そんなに心配する必要はないですよという話なのですが、大々的にやっている農家もあれば、小さい農家もあり、いろいろな農家がありますよね。この許諾の手续や許諾料の支払いなど、結構煩雑だと思うのだけれども、各農家が行うということによろしいのですか。それとも何か別の機関があって、そこが一括して行ってくれるという考え方でよいのですか。

農業振興課長

許諾料の手续については、現在国は団体等による一括の申請等について検討していると聞いています。

亀井委員

団体とか農業協同組合などで頑張ってもらいたいと一般の農家の方は思うし、一般の県民の方も思っているのではないかなと思うので、そういうやり方でぜひ進めていただきたいと思います。

許諾料の話にまた戻ってしまうのですけれども、許諾料に関しては、そんなに高くないので安心して下さいという話だったと思います。稲の場合だったら10アール当たり数円程度だし、果樹に関しては苗木1本につき数十円という答弁もあったと思いますが、実際は育成者権の話が出ていて、その育成者権を資本力のある、例えば、海外の企業が買収もしくは譲り受けて育成者権を持つことになった場合は、その会社が独占的な考え方で許諾料をつり上げてしまうのではないかという危惧はないですか。

農業振興課長

育成者権の譲渡に関する質問だと思います。

育成者権は、財産権の一つですので、譲渡することが可能です。しかしながら、勝手に譲渡されてしまいますと、育成者権の不利益になる場合がありますので、育成者権の承認を得た場合に初めて譲渡が可能となります。

質問のあった外国資本に売却された場合ですが、あくまで一般論ですけれども、外国資本が許諾料を少し高くして販売することに関しては、品種は、やはり廃りもありますし、生産者も高くなった苗を買ってまで生産することは経営の中での判断となりますので、大きい影響はないのと捉えています。

亀井委員

これはすばらしい品種を開発して、それを育てて消費や売却していくということになれば、それなりの価値のあるものだから、育成者権の価値も高まりますよね。そうすると、これは許諾料を高くつり上げることも可能だし、別にブドウのシャインマスカットでなくても、シャインマスカットと同じような味がたくさんできているのであれば、やはり育成者権の価値もそんなにないので、

許諾料もそこまでつり上げなくたって、別にシャインマスカットと同じ別のマスカットがあるからいいよという話になれば、それで済んでしまうから、結構これは裏返しだとも思います。いいものを作れば作っただけ価値が上がって、外国資本に狙われる可能性もあるのだけれども、その辺のところは、もう一回お聞きしますけれども、心配ないですか。

農業振興課長

優良な品種であればあるほど、育成した開発者は、その品種に対して強い思いがありますので、簡単に外国の種苗メーカーに育成者権を売却することは考えづらいと思います。そういった理由から、外国資本による種苗の独占という状況は起こりにくいと考えています。

亀井委員

私の考え方としては、この育成者権は守っていかなければいけないと思っています。農家の知的財産権だと私は思っているのです。だから今、農業振興課長が答弁したような県のスタンスはぜひ貫いていただきたいと思います。

前回の冬季オリンピックである平昌オリンピックのときに、カーリング女子の方々が活躍されたのですけれども、休憩のときに、もぐもぐタイムというのがありました。もぐもぐタイムのときにお菓子など食べていて話題になったのですけれども、その中でイチゴを食べていたことがあります。イチゴを食べながら、彼女たちは韓国のイチゴはおいしいと言ったのです。だけれども、これは韓国原産のイチゴではなくて、実は日本の育成者が開発をして、それが韓国に渡って、韓国で育てられて売却されたイチゴでした。

もっとひどいことになれば、日本が開発した種苗が韓国とか中国などの海外で栽培されて、そして、日本に逆輸入されてしまうのです。そうすると、日本で栽培するよりも安く消費者には届くので、韓国産のイチゴとか中国産の豆はおいしいという話になっているけれども、これは今回の種苗法の改正で歯止めがかかるという考え方でよろしいのですよね。

農業振興課長

委員御指摘のとおり、海外に日本の品種が流出して、優良な農作物が作られている事案に対して、現行法では育成者権等を守ることができませんので、国では今回、種苗法を改正するというに至っています。あくまで法律ですので、国内から海外へ流出を防止するという制限になります。

また一方、植物の新品種を保護する国際的な条約がありまして、こちらは、条約締結国の間で保護する枠組みがありますので、この手続も進めるような方向で、国は検討しているようです。

亀井委員

そうですね、条約をつくって、日本が今置かれている立場というのは、別の国でも同じように置かれる立場があるかもしれないので、国と国とのやり取りだから、先ほどの韓国のもぐもぐタイムではないけれども、条約も見据えながら、ぜひこの改正の成り立った上で、県としては、やはり立場を明確にしながら取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それで、かながわブランドの話から種苗法の話になったのだけれども、かながわブランドの話に戻すと、先ほどの話であったように、津久井の在来大豆と

か開成弥一芋が登録品種としてあるのだけれども、これらは許諾が必要になるという問題は生じないのですよね。

農業振興課長

津久井在来大豆や開成弥一芋は在来品種ですので、種苗法の品種登録の要件に該当しないことから、品種登録されることはありません。そのため、今後も生産者が自家増殖に当たり許諾が必要になることもありません。

亀井委員

湘南ゴールドや、よこすか水なすなど、要するに県農業技術センターが開発した品種は、県が育成権者になっているのです。これは今後、法改正がされた場合、県はどのような取扱い、どのような取組をされていくのですか。

農業振興課長

法改正された場合ですが、既に登録品種となっている湘南ゴールドなどについても、国へ申請することにより、生産者による自家増殖を許諾制にすることや栽培地域を限定することができるようになります。

したがいまして、県の生産者を中心に、取扱いが有利になるような形で進めていきたいと考えています。

亀井委員

これ、先ほど冒頭で話した県の育成品種がかながわブランドになっているのが幾つかあるという話でしたけれども、今の答弁と少し重複するかもしれないけれども、今後、かながわブランドの登録について、どのように取り組んでいきますか。

農政課長

まず、優良な品種については農業生産の基礎であることから、農業技術センターでは今後も神奈川県らしい特色ある品種の開発・普及に取り組んでいきたいと考えています。そして、開発した新品种については、生産者や生産者団体等の意見などを踏まえて、品種登録となるような手続を進めていきたいと思っています。

また、法改正された場合は、県が開発した品種に関しては、栽培地域を指定できるメリットを生かし、県内の生産者に優先的に許諾を与えるとともに、新品种の栽培方法を指導するなど県内生産者を支援しながら、登録品の維持・発展に役立てるとともに、産地化を進め、新たなかながわブランドとして登録も促進していきたいと考えています。

亀井委員

最後に、一つだけお聞きするのですけれども、先ほど、津久井在来大豆とか開成弥一芋のところで、これは在来種なので、法改正されたとしても許諾の必要はないという答弁があったのですけれども、これは、かながわブランドということで、例えば、この津久井在来大豆とか開成弥一芋がすごく人気が出てきてこれだけ売れるのだったら、我々のところでも作って売りたいという地域が出てきたり、韓国なんかそういうふうを考える可能性も出てくるわけですよね。だけれども、これは在来種なので、新品种ではないから、今回の種苗法改正には関係がない。そのような、ブランドとして有名になったから、神奈川県としては守りたいという場合に、どういう形で守れますか。

農政課長

まず、品種を守るという観点よりも、ブランドとして守るという観点になるかと思うのですが、商標登録という制度がありますので、商標として、例えば、実際に、津久井在来大豆については、団体が商標を取っているのですが、そういう守り方をして、ほかの地区で種を使って作ったとしても、津久井在来大豆という表現で売ることができないということもできますので、そういうことで守るという方法もあると考えています。

亀井委員

来期の国会でこの種苗法の改正がどうなるか分かりませんし、あと、先ほど、かながわブランドによって在来品種がどのぐらい有名になるか少し分からないのですけれども、ぜひ今の農家の方々だけでなく、農業技術センターの職員、いろいろな方々の時間と熱意とお金をかけた開発意欲、努力というものをしっかりと価値化するというか、それをぜひ努めていただくことを要望して、質問を終わります。